

耕作放棄地対策について

耕作放棄地の現状と対策

- ・全国の耕作放棄地面積は、約40万ha(2010農林業センサス)
- ・このうち、①耕作可能な状態にある不作付の耕地(19万ha)は、経営所得安定対策等により作物生産を再開
- ・荒廃農地のうち、②再生利用が可能な土地(約15万ha)は12万ha程度を耕作可能な状態へ再生、③農地に復元が困難な土地は森林化等の農外利用を図る



耕作放棄地対策の枠組み

「改正農地法」等による農地の有効利用の促進

農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する(第2条の2)

遊休農地対策の強化

- 全ての遊休農地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みに(第32条～第35条)
- 農業委員会による毎年1回の農地利用状況調査・所有者に対する利用に向けた指導(第30条～第31条)
- 所有者不明の遊休農地は補償金を供託し利用を図る(第43条)

農地を利用する者の確保・拡大

- 貸借の規制緩和(多様な主体が参入可能)(第3条第3項)
- 農業生産法人への出資制限緩和(農商工連携事業者等)(第2条第3項第2号)
- 農業協同組合による農業経営(農協法第11条の31)

農地の面的集積の促進(農地利用集積円滑化事業)

- 公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付等を行う仕組み(基盤法第4条第3項)

耕作放棄地の発生防止

- 中山間地域等直接支払交付金や農地・水保全管理支払交付金等による耕作放棄地の発生防止

荒廃農地の再生利用に対する支援(25年度)

耕作放棄地再生利用対策緊急交付金

① 再生利用活動

- ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援
- ・定額支援【5万円/10a】
 - ・重機を用いて行う等の場合【1/2等】
 - ・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
 - ・営農定着【2.5万円/10a】

- イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

② 施設等補完整備

- ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 再生利用活動附帯事業

- 基金管理事務のほか、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

- ◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象。

荒廃農地



再生作業



再生後の農地



経営所得安定対策による農業者の経営安定

- 経営所得安定対策による農業者の経営安定

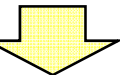
平成25年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

○ 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

現 状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下

504万ha(95年) → 469万ha(05年) → 459万ha(10年)
97.7% → 93.4% → 92.1% (09年)



課 題

- 食料自給率向上のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
 - ・ 荒廃した土地はそのままでは利用困難
 - ・ 病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・ 廃棄物の不法投棄 等



○耕作放棄地再生利用交付金

① 再生利用活動

ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)を一括で支援

- ・ 定額支援【5万円/10a】又は重機を用いて行う等の場合【1/2等】
- ・ 土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
- イ 営農定着【2.5万円/10a】※

※「畑作物の直接支払交付金の対象作物」と「米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」は支援対象外

ウ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

② 施設等補完整備

- ・ 用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

◇ 戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。



荒廃農地



再生作業



営農定着